

## 第22期第11回福岡県有明海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和4年11月9日（水） 14：00～

2 場 所 福岡県有明海水産会館  
(柳川市三橋町高畑 271 TEL 0944-73-6166)

### 3 議 題

(1) 漁業法第183条の規定に基づく農林水産大臣による権限の行使について（諮問）  
資料1

(2) 農林水産大臣管轄漁場における海区漁場計画の作成に関する基本方針（案）について（協議）  
資料2

(3) 農林水産大臣管轄漁場における漁業権漁業の資源管理の状況等の報告について  
(報告)  
資料3

(4) 有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定について（協議）  
資料4

(5) 福岡県有明海区漁場計画素案について（報告）  
資料5

(6) その他

4水管第2546号  
令和4年10月31日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

漁業法第183条の規定に基づく農林水産大臣による権限の行使について

有明海の一部漁場については、従前より、農林水産大臣が漁業の免許に関する権限を行使してきたところである。

このたび、令和5年度の漁業権切替え時期を迎えるにあたり、貴県知事及び貴県有明海区漁業調整委員会会長より、今後の農林水産大臣管轄漁場の取扱いについて要望を受けたことを受け、漁業法（昭和24年法律第267号）第183条の規定に基づき、現在、漁業権の内容たる漁業の免許を行っている漁場について、貴県知事の免許に関する権限を行うこととしてよろしいか、伺う。

## <参考条文>

### ○漁業法

#### (管轄の特例)

第一百八十三条 漁場が二以上の都道府県知事の管轄に属し、又は漁場の管轄が明確でないときは、政令で定めるところにより、農林水産大臣は、これを管轄する都道府県知事を指定し、又は自ら都道府県知事の権限を行うことができる。

2 都道府県知事の管轄に属する漁場（政令で定める要件に該当するものに限る。）において新たに漁業権を設定するため特に必要があると認める場合であつて、農林水産大臣が都道府県知事の権限を行うことにつき当該都道府県知事が同意したときは、政令で定めるところにより、農林水産大臣は、自ら当該都道府県知事の権限を行うことができる。

### ○漁業法施行令

#### (農林水産大臣が自ら行うことができる都道府県知事の権限等)

第二十条 法第百八十三条第一項の規定により農林水産大臣が自ら行うことができる都道府県知事の権限は、法第六十二条第一項（同条第二項第一号に掲げる事項に係る部分に限る。）、第六十四条第一項から第四項まで及び第六項（これらの規定を同条第八項及び法第六十七条第二項において準用する場合を含む。）、第六十七条第一項、第六十九条第一項、第七十条（法第七十六条第三項において準用する場合を含む。）、第七十二条第六項及び第七項、第七十六条第一項、第七十八条第二項及び第三項、第七十九条第一項ただし書及び第三項、第八十条、第八十六条第一項及び第二項（これらの規定を法第八十八条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する場合を含む。）、第八十七条（法第八十八条第四項において準用する場合を含む。）、第八十八条第一項及び第二項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）並びに第八十九条第一項（法第八十八条第四項において準用する場合を含む。）及び第三項（法第八十八条第四項並びに第九十二条第三項及び第九十三条第三項（これらの規定を法第八十八条第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定、法第九十条、第九十一条、第九十二条第一項及び第二項、第九十三条第一項及び第二項並びに第九十四条の規定（これらの規定を法第八十八条第四項において準用する場合を含む。）並びに法第一百六条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

2 農林水産大臣は、法第百八十三条第一項の規定により漁場を管轄する都道府県知事を指定し、又は自ら都道府県知事の権限を行おうとするときは、あらかじめ、関係都道府県及び関係海区漁業調整委員会又は関係内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。

3 農林水産大臣は、法第百八十三条第一項の規定により漁場を管轄する都道府県知事を指定し、又は自ら都道府県知事の権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県及び関係海区漁業調整委員会又は関係内水面漁場管理委員会に通知しなければならない。

令和4年11月9日  
九州漁業調整事務所

## 農林水産大臣管轄漁場における海区漁場計画の作成に関する基本方針（案）

漁業法第183条の規定に基づき、農林水産大臣が福岡県知事及び佐賀県知事の免許に係る権限を直接行使してきた福岡県・佐賀県（以下「両県」という。）の有明海地先の漁場（以下、「農林水産大臣管轄漁場」という。）における共同漁業権及び区画漁業権は、令和5年8月末日にて存続期間が満了することとなる。

これらの漁業権について、両県は、存続期間の満了後も引き続き、農林水産大臣が両県知事の権限を行使することを要望していることから、農林水産大臣は、漁業法第183条等の規定に基づき、以下の方針により、海区漁場計画を作成することとする。

### 1. 全般的な考え方

海区漁場計画には、海区に係る海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないよう漁業権を設定するものとする。この際には、当該漁業権に係る自然的・社会経済的条件に関して必要な調査を実施した上で、漁場利用の実情に応じて、免許の要否及び内容見直しの検討を行う。特に、適切かつ有効に活用されていないと判断される漁業権については、海区漁場計画には含めないこととする。

また、現在、既存漁場において適切かつ有効に活用されている漁業権については、それとおおむね等しい漁業権を設定するものとする。

なお、農林水産大臣管轄漁場は、両県に隣接した漁場であることから、有明海全体の漁場の有効利用にも資するよう、両県との連携を図るものとする。

### 2. 漁業権ごとの考え方

現在、農林水産大臣管轄漁場においては、第一種共同漁業及び第二種共同漁業が1件、第一種区画漁業（のりひび建養殖業）が13件、第一種区画漁業（かきひび建養殖業）が1件、第三種区画漁業（かき養殖業）が1件の、計16件の漁業権が免許されている。

#### （1）共同漁業権（農共第1号）

共同漁業権の内容たる漁業について、各漁業によって行使状況には差はあるものの、資源状況等に応じた操業が行われている状況にあることから、農共第1号は適切かつ有効に活用されているものと判断できる。このため、引き続き共同漁業権を海区漁場計画に設定する。

##### ① 第一種共同漁業

第一種共同漁業権の内容たる漁業については、各漁業によって行使状況に差はあるものの、一定の行使がされている状況にある。また、一部の漁業は現在資源量の減少や資

源管理措置の実施により生産がないものの、今後の資源の回復次第で操業する見込みである。

このため、現行漁業権の内容たる漁業と同じ漁業を設定することとする。

## ② 第二種共同漁業

第二種共同漁業権の内容たる漁業について、各漁業によって行使状況に差はあるものの、一定の行使がされている状況にある。

ただし、「竹羽瀬漁業」については、当該漁業に用いる漁具が大規模なものであり、敷設に際しては非常に労力を要するとともに、その行使者の高齢化によって、操業実態が確認できず、今後も行使する可能性がないと判断される。

このため、「竹羽瀬漁業」については漁業権の内容に含めないこととし、「竹羽瀬漁業」以外の漁業は、現行漁業権の内容たる漁業と同じ漁業を設定することとする。

なお、条件については、「竹羽瀬漁業」に関するものを除き、前回免許時からの状況の変化は特段ないことから、現行どおりとする。

○農共第1号：引き続き設定。ただし、第二種共同漁業から「竹羽瀬漁業」を削除。

## (2) 区画漁業権

### ① 第一種区画漁業（のりひび建養殖業）（農区第201号から213号）

農林水産大臣管轄漁場はのり養殖に適し、両県の有明海地区は全国有数の産地として我が国ののり養殖生産の維持発展に大きく寄与している。

#### ア 農区第201号から204号、207号から213号

それぞれの行使状況を調査した結果、一定の養殖生産があり漁場が活用されていることから、適切かつ有効に活用されているものと判断できる。自然的条件にも特段の変化はなく、漁場の総合的な利用を図り、漁業生産力を維持発展するため、引き続き海区漁場計画に設定するものとする。

#### イ 農区第205号及び206号

行使状況を調査した結果、操業実態が確認できなかったことから法第91条に基づく指導を行っており、今後の操業も見込まれず、漁場環境としても養殖適地ではなくなっているため、海区漁場計画には設定しないこととする。

○農区第201号から204号、207号から213号：引き続き設定

○農区第205号及び206号：設定しない

### ② 第一種区画漁業（かきひび建養殖業）及び第三種区画漁業（かき養殖業）（農区第1号（農区第11号））

これらの漁業は、当該漁場にて豊富に浮遊する天然かき幼生（種苗）を、竹等を束ねた「ひび建て」により付着させ、一定の大きさまでひびで育てた上、それらを収穫し、

海面下に蒔いてかき養殖を行う養殖形態であることから、かきひび建養殖業とかき養殖業を重複して免許している。

しかしながら、行使状況を調査した結果、漁場環境の変化によって稚貝の蒔き付けにとって不適な環境となっており、漁場の行使ができていない状況にあったことから法第91条に基づく指導を行っている。今後の漁場利用についても、当該漁業権の行使が見込まれないことから、海区漁場計画には設定しないこととする。

○農区第1号（農区第11号）：設定しない

資料 3  
(22期11回有明漁調委)  
(令和4年11月9日)

4水管第2488号  
令和4年10月31日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等の報告について

福岡有明海漁業協同組合連合会、大川漁業協同組合、川口漁業協同組合及び上新田漁業協同組合から漁業法（昭和24年法律第267号）第90条第1項の規定に基づき資源管理状況等の報告があつたので、同条第2項の規定に基づき貴委員会に報告する。

## 【共同漁業権】

報告対象期間:令和3年6月1日～令和4年5月31日

(1) 免許番号等		(2) 漁業権の内容		(3) 漁業の名稱		(4) 漁業時期		(5) 渔場の活用の状況		(6) 組合員行行使権		(7) 資源管理に関する取組の実施状況		評価
免許番号	漁業権者	始期	終期	操業状況	生産量	行使権者数	行使状況	操業状況	生産量	行使権者数	行使状況	点検結果		
第1種共同	福岡有明海漁業協同組合連合会	かき漁業	1月1日	12月31日								○	漁業権行使規則の取組実績 ・休漁日の設定 ・保護区の設定 ・資源量が著しく減少している魚介類の採捕禁止 ・漁具の制限 ・体長制限	
		あさり漁業	1月1日	12月31日										○
		からすがい漁業	1月1日	12月31日										○
		はまぐり漁業	1月1日	12月31日										○
		まい漁業	1月1日	12月31日										○
		あかがい漁業	1月1日	12月31日										○
		くまさるぼう漁業	1月1日	12月31日										○
		もがい漁業	1月1日	12月31日	32,760日									○
		にし漁業	1月1日	12月31日	【※】									○
		たいらぎ漁業	10月1日	翌年5月31日										○
		しおふき漁業	1月1日	12月31日										○
		あいまき漁業	1月1日	12月31日										○
		までがい漁業	1月1日	12月31日										○
		うみたけ漁業	1月1日	12月31日										○
		はいがい漁業	1月1日	12月31日										○
		しゃみせんがい	1月1日	12月31日										○
		たこ漁業	1月1日	12月31日										○
		鯛むじ漁業	1月1日	12月31日	910日									○
		しゃご漁業	1月1日	12月31日	【※】									○
		いそぎんちやく漁業	1月1日	12月31日	【※】									○
第2種共同	竹羽網漁業	1月1日	12月31日	0日	-	-	-	-	-	-	-	1人		
		三尺網漁業	1月1日	12月31日										
		あみもしょね漁業	1月1日	12月31日	420日									
		こうもり網漁業	1月1日	12月31日	【※】									
		侍網漁業(繁縝)	1月1日	12月31日										
		及び手網漁業	1月1日	12月31日										
		かにかご漁業	1月1日	12月31日										
		いかかご漁業	1月1日	12月31日	720日									
		あなごかご漁業 (金を使用するも) (を使用するも)	1月1日	12月31日	【※】									
		うなぎかご漁業 (金を使用するも) (を使用するも)	1月1日	12月31日	652kg									

※ 知事免許漁場分を含む。(漁場ヒアリングに於ける漁業者は墨色の漁事と有共の漁事を一併的に利用していることを確認。)

## 報告対象期間

①令和3年5月1日～令和4年4月30日(漁連)  
 ②令和3年4月1日～令和4年3月31日(漁協)

【区画漁業権】		(1) 免許番号等		(2) 漁業権の内容		(3) 漁業の名称		(4) 渔業時期		(5) 渔場の活用の状況		(6) 組合員行使用権		(7) 資源管理に関する取組の実施状況		点検結果	
免許番号	漁業権者	始期	終期	営業状況 (のり網枚数)	生産量	行使権者数	行使状況	1. 渔業権行使規則の取組実績	2. 区画漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組								
農区第1号 川口漁業協同組合	かきひび建養業	1月1日	12月31日	—	—	56人	0人	適切かつ有効に活用されている。	適切かつ有効に活用されていない。	適切かつ有効に活用されていない。							
農区第1号 大川漁業協同組合	かきひび建養業	1月1日	12月31日	—	—	21人	0人	適切かつ有効に活用されていない。	適切かつ有効に活用されていない。	適切かつ有効に活用されていない。							
農区第1号 上新田漁業協同組合	かきひび建養業	1月1日	12月31日	—	—	28人	0人	適切かつ有効に活用されていない。	適切かつ有効に活用されていない。	適切かつ有効に活用されていない。							
農区第11号 川口漁業協同組合	かき養殖業	1月1日	12月31日	—	—	56人	0人	適切かつ有効に活用されていない。	適切かつ有効に活用されていない。	適切かつ有効に活用されていない。							
農区第11号 大川漁業協同組合	かき養殖業	1月1日	12月31日	—	—	21人	0人	適切かつ有効に活用されていない。	適切かつ有効に活用されていない。	適切かつ有効に活用されていない。							
農区第11号 上新田漁業協同組合	かき養殖業	1月1日	12月31日	—	—	28人	0人	適切かつ有効に活用されていない。	適切かつ有効に活用されていない。	適切かつ有効に活用されていない。							
農区第205 川口漁業協同組合	のりひび建養業	9月1日	4月30日	0枚	12人	0人	1. 渔業権行使規則の取組実績 「のり養殖漁場行動規範にあたり厳守すべき行為の内容」を公示	適切かつ有効に活用されていない。	適切かつ有効に活用されていない。								
農区第206 福岡有明海漁業協同組合連合会	のりひび建養業	9月1日	4月30日	0枚	449人	0人	・漁業性管理委員会の実施	適切かつ有効に活用されていない。	適切かつ有効に活用されていない。								
農区第207 福岡有明海漁業協同組合連合会	のりひび建養業	9月1日	4月30日	6,216枚	449人	66人	・資格審査の実施	○	適切かつ有効に活用されていない。								
農区第208 福岡有明海漁業協同組合連合会	のりひび建養業	9月1日	4月30日	4,442枚	449人	70人	2. 区画漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組	適切かつ有効に活用されていない。	適切かつ有効に活用されていない。								
農区第209 福岡有明海漁業協同組合連合会	のりひび建養業	9月1日	4月30日	10,334枚	449人	120人	・漁場清掃	適切かつ有効に活用されていない。	適切かつ有効に活用されていない。								
農区第210 福岡有明海漁業協同組合連合会	のりひび建養業	9月1日	4月30日	18,108枚	449人	194人	・漁場巡回監視	適切かつ有効に活用されていない。	適切かつ有効に活用されていない。								
農区第211 福岡有明海漁業協同組合連合会	のりひび建養業	9月1日	4月30日	12,332枚	449人	158人	・漁場調査	適切かつ有効に活用されていない。	適切かつ有効に活用されていない。								
農区第212 川口漁業協同組合	のりひび建養業	9月1日	4月30日	60枚	【※】	12人	4人	3. その他の中組	適切かつ有効に活用されていない。	適切かつ有効に活用されていない。							
農区第212 大川漁業協同組合	のりひび建養業	9月1日	4月30日	20枚	20人	1人	・新規就業者向け研修会の開催	適切かつ有効に活用されていない。	適切かつ有効に活用されていない。								
農区第213 川口漁業協同組合	のりひび建養業	9月1日	4月30日	1,016枚	12人	12人	・運営会議の開催	適切かつ有効に活用されていない。	適切かつ有効に活用されていない。								
農区第213 大川漁業協同組合	のりひび建養業	9月1日	4月30日	384枚	20人	10人	・定期的評議會の開催	適切かつ有効に活用されていない。	適切かつ有効に活用されていない。								

※)知事免許漁事分を含む。

資料 4

(22期11回有明漁調委)

(令和4年11月9日)

## 福佐協定の取扱について

### 1. 今年度の福佐協定更新に関する協議経過と今後のスケジュール

- ① 6月29日 福佐協定勉強会（第22期第9回委員会終了後）  
・福佐協定の経緯や意義について。  
・3条、5条の保持を確認。
- ② 7月13日 第376回福佐連調委（佐賀市）  
・九調三浦次長より、福佐協定更新を令和5年2月までに行つて欲しいと要請。  
・事務局（佐賀）がこれまでの経緯について説明。
- ③ 9月 7日 福岡佐賀行政間協議（佐賀県庁）  
・佐賀県として、福佐連調委で協定書第3条及び第5条の撤廃、中島川みおすじの位置確認要望を主張。
- ④ 10月11日 有明海漁連理事会  
・福佐協定の経緯説明。  
・漁連として採貝漁業者の佐賀入漁操業確保のため、佐賀県主張の第3条、第5条の撤廃に反対、現行の内容のまま更新を確認。
- ⑤ 10月13日 第2回農林水産大臣管轄漁場免許事務担当者会議  
・佐賀が3条、5条の撤廃を要求する理由は、自県地先の計画を自県で自由に樹てたいため。
- ⑥ 11月 9日 第22期第11回福岡県有明海区漁調委  
・福佐協定の取扱について協議。
- ⑦ 11月21日 第377回福佐連調委（柳川市）  
・福佐協定の取扱について協議。
- ⑧ 1月 第22期第12回福岡県有明海区漁調委  
・福佐協定の取扱について協議。
- ⑨ 2月 第378回福佐連調委（佐賀市）  
・福佐協定の取扱について協議。  
※福佐協定更新（予定）

## 2. 過去の福佐連調委で出された意見

### (1) 佐賀県

#### ○基本的な考え方

##### 福佐協定書第3条、第5条の撤廃

- ・自県の漁場計画は、自分たちで自由に計画をたてたい。
- ・自前の漁場で操業するのが本当の姿。いつまで佐賀への採貝入漁に依存するのか。
- ・福岡の佐賀入漁者数はほとんどいない。もう入漁は必要ないのでは。
- ・協定書や確認書があること自体が異常。農林水産大臣管轄区域が存在するということが当たり前の話なのかどうか、そのあたりまで含めて検討すべきだ。

### (2) 福岡県

#### ○基本的な考え方

##### 採貝漁業者の入漁操業確保のため、福佐協定を現行の内容のまま更新

- ・過去から続く農区漁場を越え互いに入漁する操業実態を確実に担保するため、3条、5条が設定されたものであり、この2つの条文は漁場利用実績を尊重するという漁業調整の基本となる部分のため、撤廃に反対。

## 3. 次回の福佐連調委で佐賀県が主張する内容

【意見】第3条と第5条の撤廃

【理由】自県地先の計画は自分たちで自由に樹てていきたい。

⇒従来の主張と変更なし。(R4.10.13 福岡・佐賀行政間協議において確認)

## 4. 中島川のみおすじの位置について

関係漁場の範囲の基準線である「中島川（矢部川）のみおすじ」の位置が不明であったが、今回、文献調査、漁業者への聞き取り調査を行い、次のとおり位置を推定。

【位置】現在の有区15号付近

【根拠】「中島川（矢部川）のみおすじ」は、過去の連調委において3本あるみおのうち「真ん中のみお」で両県一致(S39 第103回福佐連調整委)

「有明海干潟利用研究報告」に記された3本のみおのうち、現存する2本のみおの位置や漁業者からの聞き取り調査をもとに推定した結果、中央のみおは有区第15号、有区第19号付近に流れ込んでいたと推定。

## 5. 参考資料

- (1) 現行福佐協定書
- (2) 福佐協定の経緯と意義
- (3) 中島川みおすじの位置

## 有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書

佐賀県知事、佐賀県有明海区漁業調整委員会、福岡県知事及び福岡県有明海区漁業調整委員会は、水産庁九州漁業調整事務所を立会人として、漁場に生活する両県漁民が漁場の秩序を維持し、安堵して生業に励み紛議が起こらないことを祈念して、ここに有明海の一部漁場を農林水産大臣が一時管轄することを認め、「有明海における佐賀福岡両県の漁場計画樹立方針に関する覚書」の趣旨を尊重し、次の事項を承認するとともに、誠実にこれを遵守することを協定する。

### (農林水産大臣の管轄する漁場の範囲及び行う事項)

第1条 農林水産大臣の管轄する漁場は、次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域とする。

点ア 福岡県柳川市七ヶ家の南西角（有明海の福岡、佐賀両県漁場境界標石柱）と佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角（有明海の佐賀、福岡両県漁場境界標石柱）とを結んだ直線上の中央点（筑後川川口中央）

点イ 点アと三角岳頂上を結んだ直線と、福岡、熊本両県の県境と夜灯鼻燈台を結んだ直線との交点

点ウ 点アと雲仙岳一等三角点を結んだ直線と、福岡、熊本両県の県境と夜灯鼻燈台を結んだ直線との交点

点エ 点アと雲仙岳一等三角点を結んだ直線と、竹崎島南西端と福岡、熊本両県の県境を結んだ直線との交点

点オ 点アと竹崎島東端を結んだ直線上、竹崎島東端から1,000メートル北の点

2 農林水産大臣の管轄する漁場において、農林水産大臣が自ら行う県知事の権限の範囲は、漁業の免許に関するものに限るものとする。

(連合海区漁業調整委員会の設置)

第2条 両県の有明海区漁業調整委員会は、漁業法第105条第4項の規定に基づき、福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会（以下「福佐委員会」という。）を組織し、有明海における漁業調整に関する事項を処理するものとする。

なお、両委員会の構成及び運営については、同委員会事務規程で定める。

(漁業の免許の事前調整)

第3条 両県の知事は、漁場計画樹立にあたって、その決定に先立ち、福岡県地先においては、柳川市大和町地先中島川（矢部川）みおすじ以西の区域、佐賀県地先においては、佐賀市東与賀町地先あばきのたお以東の区域（以下「関係漁場」という。）の計画については、福佐委員会の意見を聞くものとする。

(共同漁業に関する事項)

第4条 農林水産大臣の管轄する漁場における共同漁業については、福岡有明海漁業協同組合連合会及び佐賀県有明海漁業協同組合の共有として免許を受け、この漁場以外の海域における共同漁業については、両県の知事が、それぞれの地先について免許するものとし、相手県の漁業協同組合に対しては、原則として平等に入漁権を設定するものとする。

なお、両県は次の各号に掲げる措置をとる。

- (1) 入漁権設定契約にあたっては、各漁業種別の実績を認めるほか、両県漁民の取り扱いの公正を期すること。
- (2) 両県に關係がある漁業の取り扱いについて差異が生じる場合は、事前に福佐委員会で協議し、その統一を図ること。

(区画漁業に関する事項)

第5条 農林水産大臣の管轄する漁場における区画漁業は、農林水産大臣の免許を受け、同漁場以外の海域における区画漁業は、両県の知事がそれぞれの地先について免許するものとする。両県は、漁場計画樹立の場合はもちろん漁業権行使の場合においても、関係漁場につき福佐委員会がその位置、区域及び行使内容を明確にする権利を有し、義務を負うこと

とを認めるとともに、次の各号に掲げる事項を確認する。

- (1) 稚貝が多量に発生する区域は、区画漁業の漁場として計画を樹てないこと。
- (2) 第3種区画漁業である貝類養殖業の漁場区域内に、たいらぎ等区画漁業の内容となっていない貝類が大発生した場合は、福佐委員会が協議のうえ、当該貝類の採取について公正な措置をとること。
- (3) 農林水産大臣の管轄する漁場と知事の管轄する海域にまたがる漁場の区画漁業については、原則としてその漁場の管轄を異にする面積の大小により、その大きい面積を管轄する者の管轄に入れるものとすること。ただし、特に必要と認められる場合は、この限りでない。この場合は、福佐委員会に諮り公正な措置をとること。

(許可漁業に関する事項)

第6条 両県の知事は、許可に係る漁業の操業区域が農林水産大臣の管轄する漁場を含む場合には、許可に際し、福佐委員会の意見を聴き、相手県の知事と協議し、その同意を得たうえで許可するものとする。

2 両県の知事は、農林水産大臣の管轄する漁場以外の海域における両県の許可漁業については、従来の実績を認め、両県漁民の取り扱いの公正を期するとともに、必要のある場合は、あらかじめ、福佐委員会の意見を聴いて、統数その他の制限事項を定めるものとする。

3 両県は、本条の実施を円滑にするため、常に緊密な連絡協調を保ち、特に農林水産大臣の管轄する漁場における漁業に関し、両県の取り扱いが異なるものについてはなるべく早い時期に両県において協議し、同一の取り扱いができるよう努力する。

(その他の事項)

第7条 農林水産大臣の管轄する漁場における漁業については、両県ともに漁業資源の愛護と漁業秩序の確保に努める義務を負うことと認め、問題が起きた場合は、福佐委員会で協議のうえ、適正な措置をとる。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、平成30年9月1日から5か年とする。

以上のとおり各項目について双方の意見の一致をみたが、両県は本協定があくまで臨時の措置であることを認め、不斷に有明海沿岸漁業の自然的条件及び社会的経済的条件の考究に努めて、速やかに最終的妥協点に到達するよう努力することを誓約し、本書5通を作成のうえ、両県、両県有明海区漁業調整委員会及び水産庁は各1通をそれぞれ保有するものとする。

平成30年6月18日

福岡県知事 小川 洋

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 内場 澄夫

佐賀県知事 山口 祥義

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長 徳永 重昭

(立会人)

水産庁九州漁業調整事務所長 佐々木 拓

## 確 認 書

佐賀県知事、佐賀県有明海区漁業調整委員会、福岡県知事及び福岡県有明海区漁業調整委員会は、有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書（以下「福佐協定書」という。）について下記事項を確認した。

### 記

1. 福佐協定書第3条については、福佐委員会は両県の知事が樹立しようとしているそれぞれの漁場計画を最大限尊重するものとする。
2. 佐賀県知事、佐賀県有明海区漁業調整委員会、福岡県知事及び福岡県有明海区漁業調整委員会は、現時点において福佐協定書第3条及び第5条の改廃、存続について見解に相違があることを認め、今後、検討会を継続して開催し、解決に向け努力するものとする。

上記事項確認の証として本書5通を作成し、両県、両県有明海区漁業調整委員会及び水産庁は、各1通をそれぞれ保有するものとする。

平成30年6月18日

福 岡 県 知 事

小川 洋

福岡県有明海区漁業調整委員会会長

内場 澄夫

佐 賀 県 知 事

山口 祥義

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長

徳永 重昭

(立会人)

水産庁九州漁業調整事務所長

佐々木 拓

## 佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書の経緯及び意義

福佐協定とは、戦後、漁業法が制定され新しい制度のもと免許に係る漁場計画を策定する際、福岡、佐賀の間で漁場境界を巡る紛争がおき、それを解決するため、漁場計画策定や漁業調整の考え方について定めた協定。以来、協定書に基づき、漁業権免許が更新されている。

### 1. これまでの経緯

#### (1) 昭和24年の新漁業法の制定による漁業制度改革

○新たな制度のもと漁場計画を策定する際に、両県の境界紛争が勃発

#### (2) 昭和26年 第1次島原会談

○「有明海における佐賀、福岡両県漁場計画樹立方針に関する覚書」が締結され、調整が行われたものの不調に終わった。

##### 覚書の主な内容

- ・第3種区画漁業権たる貝類養殖業は、かき養殖業を除き、稚貝の蒔付とその後数回の手入れ程度のものは区画漁業として計画しない。
- ・稚貝の多量に天然発生する区域は、区画漁業の漁場として計画を樹てない。

#### (3) 昭和27年 第2次島原会談、

○「有明海における佐賀、福岡両県の漁場計画樹立に関する協定書」及び「協定附属書」が締結

##### 協定書の主な内容

- ・農林大臣の管轄する海域の範囲
- ・区画漁業権に関する漁場計画樹立や漁業権行使の場合においては、関係漁場につき双方同数の委員

を選出した委員会の中で位置や区域を決定。

→これにより、昭和26年に福岡が要望した漁場の拡大はできなかったが、農区漁場を越えてお互いに

入漁する操業実態が確実に担保。

#### (4) 昭和39年第3次免許切り替え以降

○「関係漁場」の範囲が明記（中島川みおすじ以西、東与賀町地先あばきのたお以東）

## (5) 平成20年～

○協定書とは別に確認書を交わす。

確認書の主な内容

・福佐協定書第3条については、福佐委員会は両県の知事が樹立しようとしているそれぞれの漁場計

画を最大限尊重

→佐賀県は、「この最大限尊重を、「お互いの漁場計画についてそれぞれ意見は述べながらも全面的に認める」とことと主張

## 2. 福佐協定の意義

### 第1条 農林水産大臣の管轄区域と漁業権免許

一部漁場を農林水産大臣が一時管轄することを認め、管轄漁場の範囲等を定め、大臣免許の根拠となっている。

### 第3条（漁業の免許の事前調整）

関係漁場（柳川市大和町～佐賀市東与賀町）においては、地先海面であっても福佐連合海区漁業調整委員会で、相手県の意見を聴かなければ漁場計画（共同漁業権や区画漁業権を設定する計画）を策定できない。

### 第5条（区画漁業に関する事項）

稚貝が多量に発生する区域は、区画漁業の漁場として計画を樹てない。

## 3. 本県漁業者にとっての福佐協定の長所・短所

### (1) 長所

福佐協定第3条と第5条により、関係漁場では第3種区画漁業権（貝類養殖場）の新規設定が困難であることから、本県漁業者の佐賀入漁操業がある程度確保されている。

### (2) 短所

福岡有区の関係漁場では、貝類養殖場を自由に設定できるわけではなく、計画が認められなかったり、福岡の新規区画漁場を認めるかわりに、佐賀の新規区画漁場を認めざるを得ないこともある。

## 参考資料 2

### 中島川みお筋の位置について

#### (1) 関係漁場の東の境界である「中島川のみおすじ」

3本ある中島川（矢部川）のみお筋のうち、中央のみお。

《第103回福佐連調委の議長と福岡県委員（草場委員）とのやりとりのなかで、中島川のみおすじとは3本のみおのうち中央のみおで両県が合意》

#### 第103回福佐連調委議事録（S39）より抜粋

（草場委員）中島川みおすじといつても今は三本あって、どれをとるかで大きく変わってくるが。

（議長）以前、詰合ったときのみおはどれですか。

（草場委員）中央のみおです。

（議長）それでよいでしょう。

#### (2) 中島川の中央のみおの位置

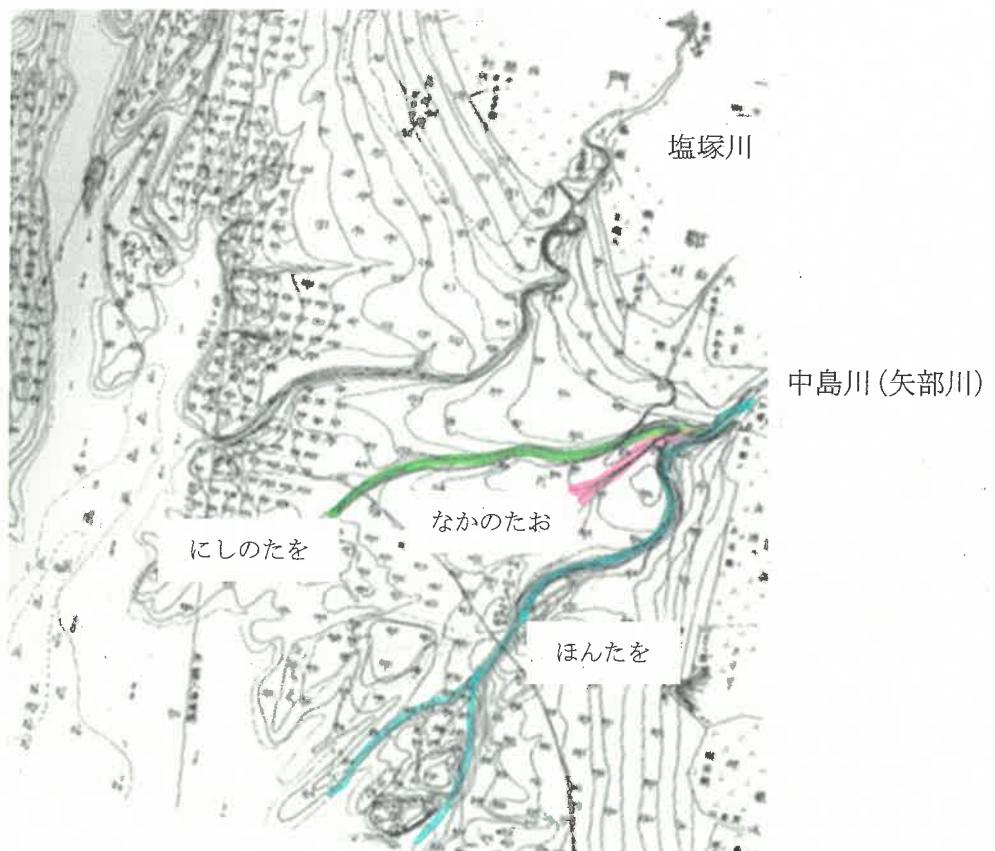
中島川（矢部川）のみおについて、「有明海干潟利用研究報告（福岡県水産試験場）」に、中島川の3本のみおは西南に向かって走り、「だんぜ洲」の上で3つに分かれていると記されている。

有明海干潟利用研究報告中の地図に記された「だんぜ洲」は、漁業者への聞き取りの結果、現在の有区9号、10号、12号、13号にかけて広がっていた洲であるとのこと。

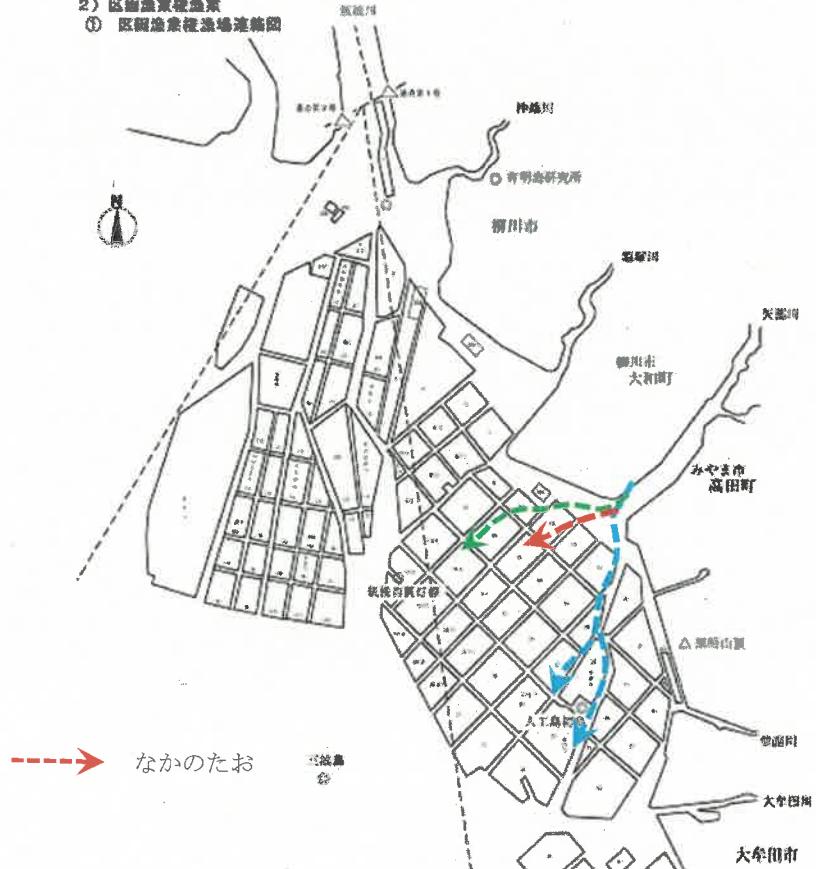
これらのことから、中島川の中央のみおは、現在の有区15号、19号付近に流れ込んでいたものと考えられる。

#### 有明海干潟利用研究報告より抜粋

中島川瀬は西南に向ひて走り「だんぜ洲」の上部に於て三分す。其の西方に於けるものは「西のたを」と呼び、中央は「なかのたを」と称して尤も浅く、東方のものは、「ほんたを」と云ひ尤も深し。而して「ほんたを」は「くろつ」の下部「すぎん」の上部にて二分し、其中間に「すぎん」及「おびつ」の二洲を介在せしむ。



2) 区間流量観測網  
① 区間流量観測場連絡図



上段：過去の地形図、下段：現在の地形図

## 福岡県有明海区漁場計画素案について

令和4年11月9日

漁業管理課

### ○共同漁業権

#### 有共第1号（有明海漁連）・・・現行どおり

- ・第一種共同漁業、第二種共同漁業とも行使されていることを確認。
- ・現行どおりの内容で継続。

#### 有共第2号（三里漁協）・・・有共1号に統合、関係地区の拡大

- ・組合員行使者の減少により行使が見込めず、三里漁協は有明海漁連への移管を希望。
- ・漁場の一体的利用と行使促進の観点から、免許を有共1号に統合し、関係地区を海区全体に拡大。

### ○区画漁業権

#### 有区第1号（第一種かきひび建養殖業）・・・区域縮小、関係地区の縮小

- ・共有漁業権者4者（大川、大野島、川口、柳川）のうち、柳川漁協のみ行使の意思を示しているため、区域を縮小し、関係地区を柳川漁協（久間田地区）の区域に縮小。

#### 有区第31号（第一種のり養殖業）・・・漁業の追加

- ・現在、区画内の空き小間で延縄式のカキ養殖試験が実施されており、漁連は事業規模への拡大を希望。
- ・漁業種類を追加し、「のり養殖業、かき垂下式養殖業」に変更。

#### 有区第46号（第一種のり養殖業）・・・漁業時期変更

- ・漁業時期を8/1-4/30から9/1-4/30に変更し、他の区画免許と統一。

#### 有区第47号（第一種のり養殖業）・・・漁業の変更、免許番号変更

- ・有効に活用されていないため、令和4年7月に漁業法第91条に基づく「指導」を実施。
- ・有明海漁連からは「免許は解消されてもやむを得ない」、「あさり養殖業（第一種、第三種）への変更を要望」との回答。
- ・既に天然採苗試験が実施されており、行使が見込まれることから、要望通り漁業種類を変更して免許。
- ・免許番号を有区第305号とし、漁業種類と漁業の名称を、第一種区画漁業（あさり養殖業）及び第三種区画漁業（あさり地まき式養殖業）に変更。
- ・従来、第三種区画漁業は「あさり養殖業」としていたが、今回第一種区画を新設するにあたり、漁業の名称を、第一種については「あさり養殖業」、第三種については「あさり地まき式養殖業」とする。

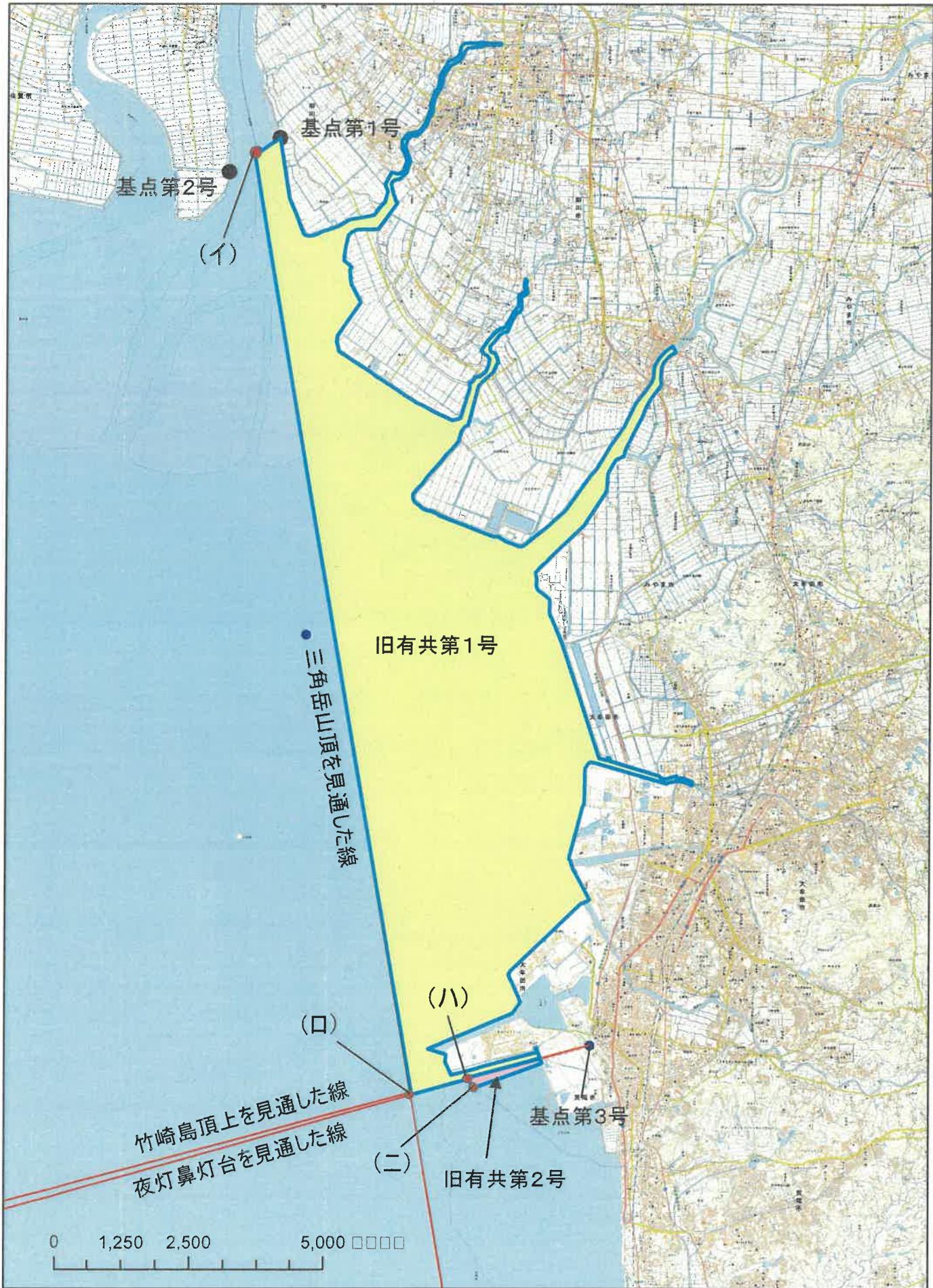
#### 有区第301～304号（第三種あさり養殖業）・・・漁業の名称変更

- ・前述の理由により、漁業の名称を「あさり地まき式養殖業」に変更。

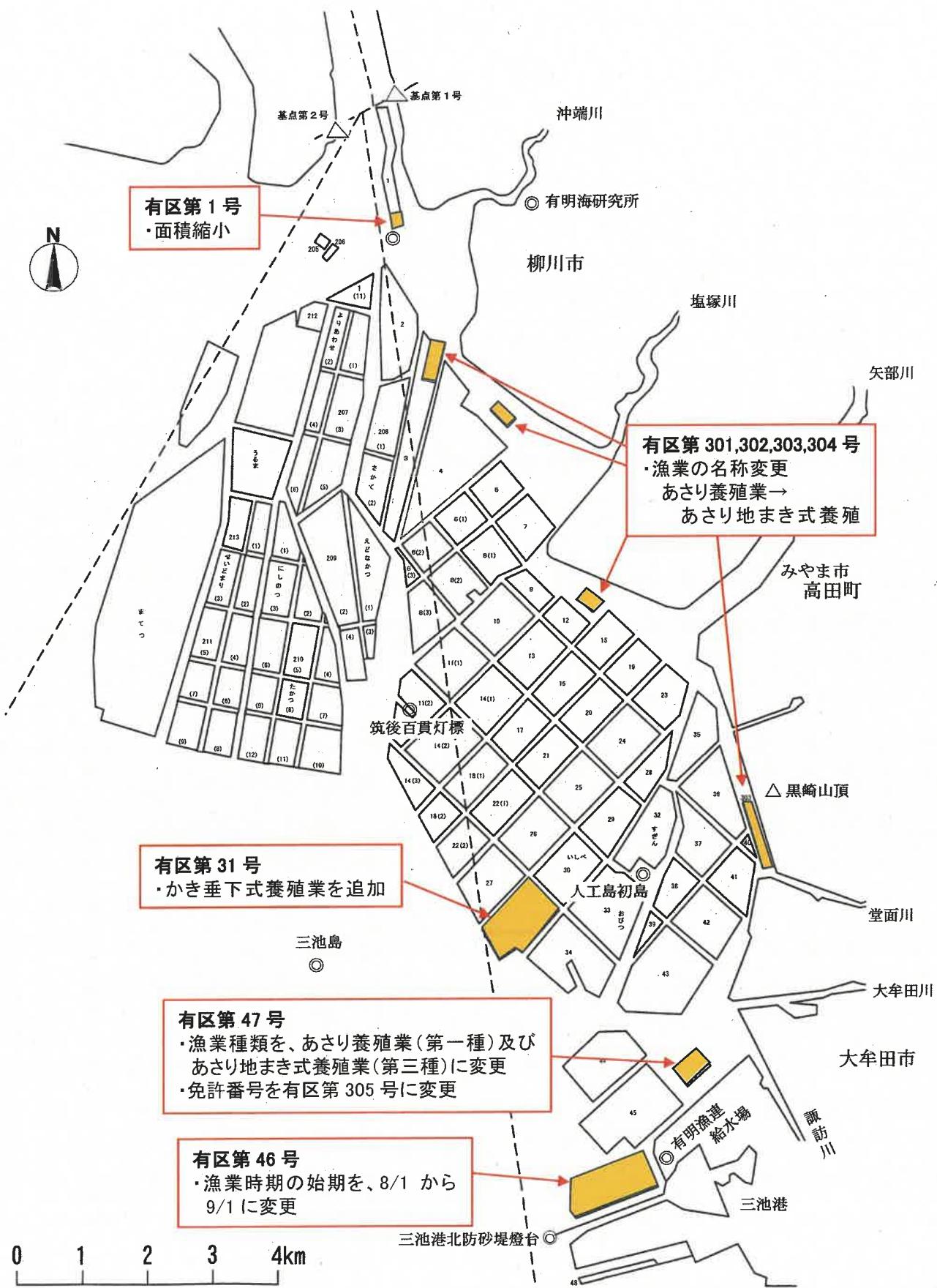
## ○今後のスケジュール

- R4. 11月9日 漁場計画（素案）の漁調委への報告・・・（今回）
- R4. 12月 漁場計画（素案）の公表（県ホームページ掲載）  
利害関係者意見聴取、意見内容公表
- R5. 2月 漁場計画（案）の漁調委への諮問
- R5. 3月 漁調委公聴会、答申
- R5. 5月 漁場計画の公示
- R5. 6月 漁連・漁協総会
- R5. 7月 免許申請
- R5. 8月 免許の漁調委諮問・答申
- R5. 9月1日 免許

# 有共第1号共同漁業権概要図



## 区画漁業権概要図



# 有明海区漁場計画(草案)

※赤字は従来からの変更点

令和4年11月

福岡県農林水産部水産局漁業管理課

1 漁業権に関する事項  
 (1) 共同漁業権  
 ア 公示番号及び免許の内容となるべき事項

公示番号	免許の内容となるべき事項		漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区	類似又は新規漁業権の別
	漁業の種類	漁業の名称						
	第一種共同漁業	あさり漁業 はまぐり漁業 かき漁業 しおふき漁業 あかがい漁業 はいがい漁業 にし漁業 もがい漁業 までがい漁業 あげまき漁業 うみたけ漁業 からすがい漁業 ばい漁業 たいらぎ漁業	1月1日から 12月31日まで	筑後川から福岡、熊本両県境界に至る間の福岡県地先(有明海)	次の基点第1号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び基点第3号によって囲まれた区域。ただし、次の表の区域及び表示河川の支流を除く。  港湾及び河川名 三池港 沖端川 塩塚川 矢部川 堂面川 大牟田川 諫訪川	(イ) 三尺網漁業 に使用する網は、長さ500メートル以内、網幅1.5メートル以内、網の高さ1メートル以内、網目は3.4センチメートル以上でなければならない。 (ロ) 同一人で1箇統をこえる三尺網漁業を當任ではならない。	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町及び大牟田市	類似漁業権
	第二種共同漁業	しやみせんがい漁業 くまさるぼう漁業 しゃこ漁業 たこ漁業 いそぎんちやく漁業 餉むし漁業 あみもじ網漁業 くもで網漁業 待網漁業 第三種共同漁業	1月1日から 12月31日まで	基点第1号 福岡県柳川市七ツ家の南西角に設置された有明海賀、福岡両県漁場境界標石柱 基点第2号 佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治榻の南東角に設置された有明海佐賀、福岡両県漁場境界標石柱 基点第3号 四ツ山二頭山山頂の福岡、熊本両県の境界標石柱 (イ) 基点第1号と基点第2号とを結んだ直線上の中央点 (ロ) (イ)から熊本県宇城市三角町、三角岳山頂を見通した線と、基点第3号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎、竹崎島、夜灯臺を見通した線との交わる点 (ハ) (二)から真方位330度の線と基点第3号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎、竹崎島、夜灯臺を見通した線との交わる点 (二) 基点第3号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎、竹崎島頂上を見通した線より基点第3号を基点として				

あなたがご漁業(筌を使 用するものを含む。)	南へ5度30分、2,272メートルの点
あなたがご漁業(筌を 使用するものを含 む。)	

(2) 区画漁業権  
ア 公示番号及び免許の内容となるべき事項

公示番号	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	免許の内容となるべき事項			
					漁場の区域	条件	関係地区	団体漁業 権又は個 別漁業権 の別
有区第1号	第1種区画漁業	かきひび建養殖業	1月1日から12月 31日まで	柳川市昭南 町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(二)、及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ)北緯33度08分20.8秒 東經130度21分37.8秒の点 (ロ)北緯33度08分14.7秒 東經130度21分38.9秒の点 (ハ)北緯33度08分15.0秒 東經130度21分45.1秒の点 (二)北緯33度08分21.1秒 東經130度21分43.9秒の点	なし	柳川市(柳川市 三橋町及び柳 川市大和町を 除く)	柳川市漁業 権
有区第2号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4 月30日まで	柳川市橋本 町地先	次の(イ)、(ロ)、(二)、(木)、(ヘ)、(ト)、(チ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ)北緯33度07分37.5秒 東經130度21分57.0秒の点 (ロ)北緯33度07分15.9秒 東經130度21分54.0秒の点 (ハ)北緯33度07分07.9秒 東經130度21分51.2秒の点 (二)北緯33度07分04.3秒 東經130度21分45.1秒の点 (木)北緯33度07分04.5秒 東經130度21分35.2秒の点 (ヘ)北緯33度07分25.7秒 東經130度21分34.0秒の点 (ト)北緯33度07分59.4秒 東經130度21分34.1秒の点 (チ)北緯33度07分59.4秒 東經130度21分36.1秒の点	なし	久留米市城島 町、大川市、柳 町、みやま 市瀬高町及び 高田町並びに 大牟田市	久留米市城島 町漁業 権

有区第3号	のり養殖業 第一種区画漁業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市橋本町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度07分16.8秒 東経130度22分13.0秒の点 (ロ) 北緯33度05分46.8秒 東経130度21分49.6秒の点 (ハ) 北緯33度05分51.8秒 東経130度21分40.8秒の点 (ニ) 北緯33度07分31.7秒 東経130度21分59.6秒の点	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町並びに高田町並びに大牟田市	類似漁業権	団体漁業権
有区第4号	のり養殖業 第一種区画漁業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市橋本町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度06分32.1秒 東経130度22分53.5秒の点 (ロ) 北緯33度05分48.3秒 東経130度21分51.2秒の点 (ハ) 北緯33度07分15.6秒 東経130度22分13.4秒の点 (ニ) 北緯33度06分59.7秒 東経130度22分27.9秒の点 (ホ) 北緯33度06分53.4秒 東経130度22分24.3秒の点 (ヘ) 北緯33度06分46.2秒 東経130度22分35.7秒の点	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町並びに高田町並びに大牟田市	類似漁業権	団体漁業権
有区第5号	のり養殖業 第一種区画漁業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市橋本町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度06分14.3秒 東経130度23分02.0秒の点 (ロ) 北緯33度05分59.8秒 東経130度22分42.8秒の点 (ハ) 北緯33度06分13.7秒 東経130度22分28.3秒の点 (ニ) 北緯33度06分27.7秒 東経130度22分48.5秒の点	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町並びに高田町並びに大牟田市	類似漁業権	団体漁業権

有区第6号	第一種区画漁業 のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市橋本町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(又)、(ル)、(ワ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域(ただし、(ロ)、(ハ)、(ル)、(ワ)及び(ロ)の各点並びに(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(チ)、(リ)、(又)及び(ニ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く。)	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	類似漁業権	団体漁業権
有区第7号	第一種区画漁業 のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市橋本町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	類似漁業権	団体漁業権

有区第8号	のり養殖業 第一種区画漁業	柳川市橋本 町地先	9月1日から翌年4 月30日まで	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(二)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ヲ)、(ル)、(ヲ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域(ただし、(ワ)、(カ)、(目)、及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域(ただし、(ハ)、(二)、(ワ)、(カ)及び(ハ)の各点並びに(ト)、(チ)、(ル)、(ヲ)及び(ト)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く。) (イ) 北緯33度05分40. 1秒 東経130度23分01. 6秒の点 (ロ) 北緯33度05分31. 8秒 東経130度22分45. 5秒の点 (ハ) 北緯33度05分28. 6秒 東経130度22分42. 4秒の点 (二) 北緯33度05分27. 7秒 東経130度22分41. 6秒の点 (ホ) 北緯33度05分23. 4秒 東経130度22分37. 4秒の点 (ヘ) 北緯33度05分17. 9秒 東経130度22分32. 2秒の点 (ト) 北緯33度05分12. 1秒 東経130度22分26. 6秒の点 (チ) 北緯33度05分11. 2秒 東経130度22分26. 1秒の点 (リ) 北緯33度04分53. 3秒 東経130度22分01. 9秒の点 (ヌ) 北緯33度05分23. 2秒 東経130度21分55. 5秒の点 (ル) 北緯33度05分30. 7秒 東経130度22分05. 5秒の点 (ヲ) 北緯33度05分31. 3秒 東経130度22分06. 4秒の点 (ワ) 北緯33度05分45. 1秒 東経130度22分25. 0秒の点 (カ) 北緯33度05分44. 4秒 東経130度22分24. 0秒の点 (ヨ) 北緯33度05分58. 3秒 東経130度22分42. 6秒の点	なし	久留米市城島 町、大川市、柳 川市、みやま 市瀬高町及び 高田町並びに 大牟田市	類似漁業 権	団体漁業 権
有区第9号	のり養殖業 第一種区画漁業	柳川市大和 町地先	9月1日から翌年4 月30日まで	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(二)及び(イ)の各点を順次に結んで囲まれた 区域 (イ) 北緯33度05分24. 8秒 東経130度23分19. 1秒の点 (ロ) 北緯33度05分16. 3秒 東経130度23分10. 0秒の点 (ハ) 北緯33度05分31. 6秒 東経130度22分50. 1秒の点 (二) 北緯33度05分37. 3秒 東経130度23分03. 1秒の点	なし	久留米市城島 町、大川市、柳 川市、みやま 市瀬高町及び 高田町並びに 大牟田市	類似漁業 権	団体漁業 権
有区第10号	のり養殖業 第一種区画漁業	柳川市大和 町地先	9月1日から翌年4 月30日まで	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(二)及び(イ)の各点を順次に結んで囲まれた 区域 (イ) 北緯33度05分15. 5秒 東経130度23分09. 0秒の点 (ロ) 北緯33度04分53. 0秒 東経130度22分44. 7秒の点 (ハ) 北緯33度05分08. 4秒 東経130度22分24. 8秒の点 (二) 北緯33度05分31. 0秒 東経130度22分48. 8秒の点	なし	久留米市城島 町、大川市、柳 川市、みやま 市瀬高町及び 高田町並びに 大牟田市	類似漁業 権	団体漁業 権

のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(二)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ワ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域(ただし(ロ)、(ハ)、(ル)、(ヲ)及び(ロ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く。)	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	類似漁業権	団体漁業権
第1種区画漁業	有区第11号	9月1日から翌年4月30日まで	(イ) 北緯33度04分51.7秒 東経130度22分21.0秒の点 (ロ) 北緯33度04分30.9秒 東経130度22分20.0秒の点 (ハ) 北緯33度04分27.7秒 東経130度21分55.9秒の点 (二) 北緯33度04分05.6秒 東経130度21分55.9秒の点 (ホ) 北緯33度04分11.7秒 東経130度21分48.7秒の点 (ヘ) 北緯33度04分29.4秒 東経130度21分51.3秒の点 (ト) 北緯33度04分21.5秒 東経130度22分01.7秒の点 (チ) 北緯33度04分22.8秒 東経130度22分03.1秒の点 (リ) 北緯33度04分31.8秒 東経130度21分51.5秒の点 (ヌ) 北緯33度04分39.1秒 東経130度21分52.6秒の点 (ル) 北緯33度04分44.6秒 東経130度21分58.3秒の点 (ヲ) 北緯33度04分46.8秒 東経130度22分00.5秒の点 (ワ) 北緯33度05分07.1秒 東経130度22分23.5秒の点	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	類似漁業権	団体漁業権
のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(二)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	類似漁業権	団体漁業権
第1種区画漁業	有区第12号	9月1日から翌年4月30日まで	(イ) 北緯33度05分09.3秒 東経130度23分42.9秒の点 (ロ) 北緯33度04分59.2秒 東経130度23分32.0秒の点 (ハ) 北緯33度05分15.3秒 東経130度23分11.2秒の点 (二) 北緯33度05分25.4秒 東経130度23分22.2秒の点	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	類似漁業権	団体漁業権
のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(二)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	類似漁業権	団体漁業権
第1種区画漁業	有区第13号		(イ) 北緯33度04分58.2秒 東経130度23分31.0秒の点 (ロ) 北緯33度04分36.1秒 東経130度23分06.9秒の点 (ハ) 北緯33度04分52.1秒 東経130度22分46.1秒の点 (二) 北緯33度05分14.6秒 東経130度23分10.3秒の点	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	類似漁業権	団体漁業権

のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ト)、(チ)、(ヘ)、(二)、(ホ)、(リ)、(又)、(イル)、(ヲ)及び(ル)及び(ロ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域(ただし(ロ)、(ハ)、(又)、(ル)及び(ロ)の各点並びに(二)、(ホ)、(チ)、(リ)及び(二)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く。)	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	なし	類似漁業権	団体漁業権
第1種区画漁業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市大和町地先	(イ) 北緯33度04分34.7秒 東経130度23分05.4秒の点 (ロ) 北緯33度04分13.9秒 東経130度22分43.0秒の点 (ハ) 北緯33度04分41.3秒 東経130度22分41.2秒の点 (二) 北緯33度03分48.4秒 東経130度22分16.5秒の点 (ホ) 北緯33度03分47.6秒 東経130度22分15.6秒の点 (ヘ) 北緯33度03分36.7秒 東経130度22分03.9秒の点 (ト) 北緯33度04分01.1秒 東経130度21分46.5秒の点 (チ) 北緯33度04分10.0秒 東経130度21分47.9秒の点 (リ) 北緯33度04分04.9秒 東経130度21分56.9秒の点 (又) 北緯33度04分26.9秒 東経130度22分21.1秒の点 (ル) 北緯33度04分29.9秒 東経130度22分22.3秒の点 (ヲ) 北緯33度04分50.7秒 東経130度22分44.6秒の点	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに高田町並びに大牟田市	なし	類似漁業権	団体漁業権
有区第14号	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ト)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに高田町並びに大牟田市	なし	類似漁業権	団体漁業権
第1種区画漁業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市大和町地先	(イ) 北緯33度05分04.3秒 東経130度24分06.8秒の点 (ロ) 北緯33度04分46.9秒 東経130度23分47.9秒の点 (ハ) 北緯33度04分58.2秒 東経130度23分33.2秒の点 (二) 北緯33度05分15.5秒 東経130度23分52.0秒の点	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに高田町並びに大牟田市	なし	類似漁業権	団体漁業権
有区第15号	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ト)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに高田町並びに大牟田市	なし	類似漁業権	団体漁業権
のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市大和町地先	(イ) 北緯33度04分46.0秒 東経130度23分46.9秒の点 (ロ) 北緯33度04分23.6秒 東経130度23分22.8秒の点 (ハ) 北緯33度04分35.1秒 東経130度23分08.2秒の点 (二) 北緯33度04分57.2秒 東経130度23分32.3秒の点	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに高田町並びに大牟田市	なし	類似漁業権	団体漁業権
有区第16号	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ト)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに高田町並びに大牟田市	なし	類似漁業権	団体漁業権
のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市大和町地先	(イ) 北緯33度04分22.3秒 東経130度23分21.4秒の点 (ロ) 北緯33度04分01.4秒 東経130度22分59.0秒の点 (ハ) 北緯33度04分12.8秒 東経130度22分44.2秒の点 (二) 北緯33度04分33.8秒 東経130度23分06.7秒の点	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに高田町並びに大牟田市	なし	類似漁業権	団体漁業権
有区第17号	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市大和町地先					

有区第18号	第一種区画漁業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市大和町地先	のり養殖業	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(二)、(木)、(ヘ)、(ト)、(チ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域(ただし(ロ)、(ハ)、(ヘ)、(ト)及び(ロ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く。) (イ) 北緯33度03分58.7秒 東経130度22分57.2秒の点 (ロ) 北緯33度03分36.1秒 東経130度22分32.7秒の点 (ハ) 北緯33度03分35.2秒 東経130度22分31.8秒の点 (二) 北緯33度03分20.2秒 東経130度22分15.6秒の点 (木) 北緯33度03分35.2秒 東経130度22分05.0秒の点 (ヘ) 北緯33度03分46.4秒 東経130度22分17.1秒の点 (ト) 北緯33度03分47.2秒 東経130度22分18.1秒の点 (チ) 北緯33度04分10.0秒 東経130度22分42.7秒の点	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	類似漁業権	固体漁業権
有区第19号	第一種区画漁業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市大和町地先	のり養殖業	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(二)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度04分51.3秒 東経130度24分24.0秒の点 (ロ) 北緯33度04分33.6秒 東経130度24分05.0秒の点 (ハ) 北緯33度04分45.8秒 東経130度23分49.1秒の点 (二) 北緯33度05分03.3秒 東経130度24分08.1秒の点	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	類似漁業権	固体漁業権
有区第20号	第一種区画漁業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市大和町地先	のり養殖業	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(二)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度04分32.7秒 東経130度24分04.1秒の点 (ロ) 北緯33度04分10.5秒 東経130度23分39.8秒の点 (ハ) 北緯33度04分22.7秒 東経130度23分24.1秒の点 (二) 北緯33度04分45.0秒 東経130度23分48.1秒の点	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	類似漁業権	固体漁業権
有区第21号	第一種区画漁業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市大和町地先	のり養殖業	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(二)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度04分09.1秒 東経130度23分38.4秒の点 (ロ) 北緯33度03分48.4秒 東経130度23分15.8秒の点 (ハ) 北緯33度04分00.5秒 東経130度23分00.2秒の点 (二) 北緯33度04分21.3秒 東経130度23分22.7秒の点	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	類似漁業権	固体漁業権

	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ヘ)、(ト)、(木)、(二)、(木)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域(ただし(ロ)、(ハ)、(ヘ)、(ト)及び(ロ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く。) (イ) 北緯33度03分46.0秒 東経130度23分13.5秒の点 (ロ) 北緯33度03分23.7秒 東経130度22分49.2秒の点 (ハ) 北緯33度03分22.7秒 東経130度22分48.2秒の点 (二) 北緯33度03分03.7秒 東経130度22分27.4秒の点 (木) 北緯33度03分19.2秒 東経130度22分16.4秒の点 (ヘ) 北緯33度03分34.4秒 東経130度22分32.9秒の点 (ト) 北緯33度03分35.3秒 東経130度22分33.8秒の点 (チ) 北緯33度03分57.9秒 東経130度22分58.3秒の点	なし	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	類似漁業権	団体漁業権
有区第22号	第1種区画漁業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ヘ)、(ト)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度04分41.0秒 東経130度24分37.9秒の点 (ロ) 北緯33度04分24.0秒 東経130度24分31.9秒の点 (ハ) 北緯33度04分18.0秒 東経130度24分25.5秒の点 (二) 北緯33度04分32.5秒 東経130度24分06.2秒の点 (木) 北緯33度04分50.3秒 東経130度24分25.3秒の点	なし	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	類似漁業権	団体漁業権
有区第23号	第1種区画漁業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ヘ)、(ト)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度04分16.9秒 東経130度24分24.4秒の点 (ロ) 北緯33度03分54.7秒 東経130度24分00.2秒の点 (ハ) 北緯33度04分09.5秒 東経130度23分41.1秒の点 (二) 北緯33度04分31.7秒 東経130度24分05.3秒の点	なし	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	類似漁業権	団体漁業権
有区第24号	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ヘ)、(ト)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度03分53.4秒 東経130度23分58.7秒の点 (ロ) 北緯33度03分32.5秒 東経130度23分36.2秒の点 (ハ) 北緯33度03分47.4秒 東経130度23分17.1秒の点 (二) 北緯33度04分08.2秒 東経130度23分40.0秒の点	なし	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	類似漁業権	団体漁業権
有区第25号	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ヘ)、(ト)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度03分30.3秒 東経130度23分33.7秒の点 (ロ) 北緯33度03分08.3秒 東経130度23分09.6秒の点 (ハ) 北緯33度03分22.9秒 東経130度22分50.2秒の点 (二) 北緯33度03分45.2秒 東経130度23分14.5秒の点	なし	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	類似漁業権	団体漁業権
有区第26号	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで						

有区第27号	第一種区画漁業 のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度03分07.3秒 東経130度23分08.6秒の点 (ロ) 北緯33度02分43.0秒 東経130度22分42.2秒の点 (ハ) 北緯33度03分02.7秒 東経130度22分28.1秒の点 (二) 北緯33度03分22.0秒 東経130度22分49.2秒の点	久留米市城島町、大川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	類似漁業権	団体漁業権
有区第28号	第一種区画漁業 のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度04分20.3秒 東経130度24分30.0秒の点 (ロ) 北緯33度03分56.0秒 東経130度24分23.9秒の点 (ハ) 北緯33度03分43.4秒 東経130度24分15.0秒の点 (二) 北緯33度03分53.7秒 東経130度24分01.5秒の点	久留米市城島町、大川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	類似漁業権	団体漁業権
有区第29号	第一種区画漁業 のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度03分41.8秒 東経130度24分13.8秒の点 (ロ) 北緯33度03分17.1秒 東経130度23分56.3秒の点 (ハ) 北緯33度03分31.5秒 東経130度23分37.3秒の点 (二) 北緯33度03分52.4秒 東経130度24分00.1秒の点	久留米市城島町、大川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	類似漁業権	団体漁業権
有区第30号	第一種区画漁業 のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度03分14.9秒 東経130度23分53.7秒の点 (ロ) 北緯33度02分52.0秒 東経130度23分30.6秒の点 (ハ) 北緯33度03分07.4秒 東経130度23分10.6秒の点 (二) 北緯33度03分29.5秒 東経130度23分34.8秒の点	久留米市城島町、大川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	類似漁業権	団体漁業権
有区第31号	第一種区画漁業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで	大牟田市地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によつて囲まれた区域 (イ) 北緯33度02分51.1秒 東経130度23分29.7秒の点 (ロ) 北緯33度02分29.0秒 東経130度23分07.3秒の点 (ハ) 北緯33度02分31.0秒 東経130度23分04.9秒の点 (二) 北緯33度02分26.3秒 東経130度22分54.0秒の点 (木) 北緯33度02分42.0秒 東経130度22分42.9秒の点 (ヘ) 北緯33度03分06.4秒 東経130度23分09.6秒の点	久留米市城島町、大川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	新規漁業権	団体漁業権

	のり養殖業	同上9月1日から翌年4月30日まで	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(二)、(木)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度03分50. 9秒 東経130度24分28. 0秒の点 (ロ) 北緯33度03分41. 8秒 東経130度24分32. 4秒の点 (ハ) 北緯33度03分34. 4秒 東経130度24分32. 4秒の点 (二) 北緯33度03分18. 8秒 東経130度24分26. 3秒の点 (木) 北緯33度03分13. 5秒 東経130度24分22. 6秒の点 (ヘ) 北緯33度03分17. 8秒 東経130度24分12. 4秒の点 (ト) 北緯33度03分11. 0秒 東経130度24分07. 5秒の点 (チ) 北緯33度03分16. 1秒 東経130度23分57. 4秒の点 (リ) 北緯33度03分52. 9秒 東経130度24分23. 8秒の点	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
有区第32号	第1種区画漁業	同上9月1日から翌年4月30日まで	大牟田市地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(二)、(木)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度03分00. 2秒 東経130度24分18. 9秒の点 (ロ) 北緯33度02分28. 2秒 東経130度24分04. 0秒の点 (ハ) 北緯33度02分51. 3秒 東経130度23分31. 7秒の点 (二) 北緯33度03分14. 4秒 東経130度23分55. 0秒の点 (木) 北緯33度03分07. 9秒 東経130度24分04. 5秒の点 (ヘ) 北緯33度03分09. 5秒 東経130度24分06. 0秒の点	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
有区第33号	のり養殖業	同上9月1日から翌年4月30日まで	大牟田市地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(二)、(木)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度02分27. 2秒 東経130度24分03. 3秒の点 (ロ) 北緯33度02分09. 2秒 東経130度23分51. 7秒の点 (ハ) 北緯33度02分15. 3秒 東経130度23分42. 8秒の点 (二) 北緯33度02分27. 9秒 東経130度23分35. 2秒の点 (木) 北緯33度02分24. 9秒 東経130度23分32. 7秒の点 (ヘ) 北緯33度02分12. 4秒 東経130度23分39. 5秒の点 (ト) 北緯33度02分09. 6秒 東経130度23分36. 9秒の点 (チ) 北緯33度02分28. 6秒 東経130度23分08. 9秒の点 (リ) 北緯33度02分50. 3秒 東経130度23分30. 8秒の点	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
有区第34号	のり養殖業	同上9月1日から翌年4月30日まで	みやま市高田町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(二)、(木)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度04分31. 9秒 東経130度24分52. 9秒の点 (ロ) 北緯33度04分16. 3秒 東経130度24分56. 7秒の点 (ハ) 北緯33度03分53. 6秒 東経130度24分32. 2秒の点 (二) 北緯33度03分56. 5秒 東経130度24分27. 7秒の点 (木) 北緯33度04分40. 4秒 東経130度24分42. 7秒の点	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
有区第35号	第1種区画漁業	同上9月1日から翌年4月30日まで						

有区第36号	第一種区画漁業 のり養殖業	翌年4月30日まで 同年9月1日から 翌年4月30日まで	大牟田市地 先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(二)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度03分31.6秒 東経130度25分12.6秒の点 (ロ) 北緯33度03分26.8秒 東経130度25分07.8秒の点 (ハ) 北緯33度03分51.9秒 東経130度24分32.2秒の点 (二) 北緯33度04分14.9秒 東経130度24分56.8秒の点	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	類似漁業 権	団体漁業 権
有区第37号	第一種区画漁業 のり養殖業	翌年4月30日まで 同年9月1日から 翌年4月30日まで	大牟田市地 先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(二)、(木)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度03分25.8秒 東経130度25分06.8秒の点 (ロ) 北緯33度03分09.0秒 東経130度24分50.0秒の点 (ハ) 北緯33度03分21.4秒 東経130度24分32.4秒の点 (二) 北緯33度03分34.5秒 東経130度24分37.1秒の点 (木) 北緯33度03分51.0秒 東経130度24分31.3秒の点	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	類似漁業 権	団体漁業 権
有区第38号	第一種区画漁業 のり養殖業	翌年4月30日まで 同年9月1日から 翌年4月30日まで	大牟田市地 先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(二)、(木)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度03分07.7秒 東経130度24分48.6秒の点 (ロ) 北緯33度02分49.4秒 東経130度24分30.3秒の点 (ハ) 北緯33度02分55.5秒 東経130度24分21.7秒の点 (二) 北緯33度03分09.0秒 東経130度24分25.4秒の点 (木) 北緯33度03分19.8秒 東経130度24分31.7秒の点	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	類似漁業 権	団体漁業 権
有区第39号	第一種区画漁業 のり養殖業	翌年4月30日まで 同年9月1日から 翌年4月30日まで	大牟田市地 先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度02分48.0秒 東経130度24分29.0秒の点 (ロ) 北緯33度02分30.7秒 東経130度24分11.8秒の点 (ハ) 北緯33度02分53.7秒 東経130度24分20.9秒の点	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	類似漁業 権	団体漁業 権
有区第40号	第一種区画漁業 のり養殖業	同年9月1日から 翌年4月30日まで	大牟田市地 先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度03分30.9秒 東経130度25分12.8秒の点 (ロ) 北緯33度03分20.4秒 東経130度25分16.6秒の点 (ハ) 北緯33度03分26.4秒 東経130度25分08.3秒の点	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	類似漁業 権	団体漁業 権

有区第41号	第1種区画漁業	同上9月1日から翌年4月30日まで	大牟田市地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(二)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度03分18.4秒 東経130度25分17.3秒の点 (ロ) 北緯33度02分51.8秒 東経130度25分14.2秒の点 (ハ) 北緯33度03分08.7秒 東経130度24分50.6秒の点 (二) 北緯33度03分25.4秒 東経130度25分07.3秒の点	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	類似漁業権	団体漁業権
有区第42号	のり養殖業	同上9月1日から翌年4月30日まで	大牟田市地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(二)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度02分50.4秒 東経130度25分13.1秒の点 (ロ) 北緯33度02分29.7秒 東経130度24分58.0秒の点 (ハ) 北緯33度02分49.0秒 東経130度24分30.8秒の点 (二) 北緯33度03分07.3秒 東経130度24分49.2秒の点	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	類似漁業権	団体漁業権
有区第43号	のり養殖業	同上9月1日から翌年4月30日まで	大牟田市地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(二)、(木)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によつて囲まれた区域 (イ) 北緯33度02分28.5秒 東経130度24分57.1秒の点 (ロ) 北緯33度02分04.6秒 東経130度24分41.1秒の点 (ハ) 北緯33度02分04.2秒 東経130度24分08.2秒の点 (二) 北緯33度02分06.4秒 東経130度24分02.0秒の点 (木) 北緯33度02分29.3秒 東経130度24分11.2秒の点 (ヘ) 北緯33度02分47.7秒 東経130度24分29.5秒の点	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	類似漁業権	団体漁業権
有区第44号	のり養殖業	同上9月1日から翌年4月30日まで	大牟田市地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(二)、(木)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によつて囲まれた区域 (イ) 北緯33度01分44.4秒 東経130度24分21.0秒の点 (ロ) 北緯33度01分19.9秒 東経130度23分50.5秒の点 (ハ) 北緯33度01分39.1秒 東経130度23分32.7秒の点 (二) 北緯33度01分54.2秒 東経130度23分50.8秒の点 (木) 北緯33度01分57.2秒 東経130度24分08.2秒の点	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	類似漁業権	団体漁業権
有区第45号	のり養殖業	同上9月1日から翌年4月30日まで	大牟田市地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(二)、(木)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によつて囲まれた区域 (イ) 北緯33度01分41.1秒 東経130度24分21.2秒の点 (ロ) 北緯33度01分21.3秒 東経130度24分43.6秒の点 (ハ) 北緯33度00分58.8秒 東経130度24分15.8秒の点 (二) 北緯33度01分04.1秒 東経130度24分10.3秒の点 (木) 北緯33度00分56.2秒 東経130度24分00.7秒の点 (ヘ) 北緯33度01分11.0秒 東経130度23分43.7秒の点	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市	類似漁業権	団体漁業権

有区第46号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	大牟田市地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度00分59.2秒 東経130度24分21.0秒の点 (ロ) 北緯33度00分40.6秒 東経130度24分29.0秒の点 (ハ) 北緯33度00分22.4秒 東経130度23分39.2秒の点 (二) 北緯33度00分27.5秒 東経130度23分36.6秒の点 (ホ) 北緯33度00分42.2秒 東経130度23分35.0秒の点	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び大牟田市	類似漁業権	団体漁業権
有区第48号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	大牟田市地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯32度59分58.9秒 東経130度23分47.0秒の点 (ロ) 北緯33度00分08.4秒 東経130度24分28.7秒の点 (ハ) 北緯33度00分05.3秒 東経130度24分29.9秒の点 (二) 北緯32度59分55.8秒 東経130度23分48.0秒の点	久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び大牟田市	類似漁業権	団体漁業権
有区第301号	第3種区画漁業	あさり地まき式養殖業	1月1日から12月31日まで	柳川市橋本町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度06分51.4秒 東経130度22分36.5秒の点 (ロ) 北緯33度06分48.1秒 東経130度22分43.2秒の点 (ハ) 北緯33度06分52.3秒 東経130度22分45.9秒の点 (二) 北緯33度06分55.7秒 東経130度22分38.5秒の点	久留米市城島町、大川市(大和町を除く)	類似漁業権	団体漁業権
有区第302号	第3種区画漁業	あさり地まき式養殖業	1月1日から12月31日まで	柳川市大和町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (イ) 北緯33度05分21.1秒 東経130度23分46.8秒の点 (ロ) 北緯33度05分16.4秒 東経130度23分42.7秒の点 (ハ) 北緯33度05分15.7秒 東経130度23分42.1秒の点 (二) 北緯33度05分25.4秒 東経130度23分28.4秒の点 (ホ) 北緯33度05分28.9秒 東経130度23分33.8秒の点 (ヘ) 北緯33度05分25.6秒 東経130度23分39.2秒の点	柳川市大和町並びにみやま市瀬高町及び高田町	類似漁業権	団体漁業権
有区第303号	第3種区画漁業	あさり地まき式養殖業	1月1日から12月31日まで	大牟田市地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によつて囲まれた区域 (イ) 北緯33度03分42.8秒 東経130度25分10.9秒の点 (ロ) 北緯33度03分24.2秒 東経130度25分18.1秒の点 (ハ) 北緯33度03分15.4秒 東経130度25分20.6秒の点 (二) 北緯33度03分16.7秒 東経130度25分25.3秒の点 (ホ) 北緯33度03分24.8秒 東経130度25分22.9秒の点 (ヘ) 北緯33度03分43.0秒 東経130度25分15.2秒の点	大牟田市	類似漁業権	団体漁業権

有区第304号	あさり地まき式 養殖業 第三種区画漁業	1月1日から12月 31日まで	柳川市橋本 町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲 まれた区域 (イ) 北緯33度07分23.4秒 東経130度22分06.5秒の点 (ロ) 北緯33度07分22.7秒 東経130度22分13.5秒の点 (ハ) 北緯33度07分14.6秒 東経130度22分12.0秒の点 (ニ) 北緯33度07分08.7秒 東経130度22分10.5秒の点 (ホ) 北緯33度07分09.3秒 東経130度22分03.8秒の点	久留米市城島 町、大川市及 び柳川市(大 和町を除く)	類似漁業 権	固体漁業 権
有区第305号	あさり養殖業	1月1日から12月 31日まで	大牟田市地 先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた 区域 (イ) 北緯33度01分39.5秒 東経130度24分57.5秒の点 (ロ) 北緯33度01分28.8秒 東経130度24分43.1秒の点 (ハ) 北緯33度01分36.6秒 東経130度24分34.9秒の点 (ニ) 北緯33度01分47.4秒 東経130度24分49.3秒の点	久留米市城島 町、大川市、柳 川市、みやま 市瀬高町、同 高田町及び大 牟田市	新規漁業 権	固体漁業 権
	あさり地まき式 養殖業	1月1日から12月 31日まで					